

人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)支給申請書

申請日 2020 年 1 月 15 日

東京 労働局長 殿

(〒 100-8916)

事業主 所在地 東京都千代田区霞が関1-△-△

名称 (株)労働工業

氏名 厚労 太郎

(〒 100-8916)

事業主印

代理人又は
事務代理者・提出
代行者の場合は以下か
ら選択してください。

所在地 東京都千代田区霞が関1-○-○

名称 △△社会保険労務士事務所

氏名 社会保険労務士 労働 一郎

社労士印

代理人・事務代理者
・提出代行者

標記について、次のとおり申請します。

①	訓練計画届受付番号	●●●●●●●●
②	事業所の名称	(株)労働工業
③	事業所の所在地・電話番号	(〒 100 - 8916) 電話番号 XXX - XXXX - XXXX 東京都千代田区霞が関1-△-△
④	申請に関する当該事業所の担当者	所属 総務部 電話番号 XXX - XXXX - XXXX
		氏名 厚生 次郎 Fax XXX - XXXX - XXXX
⑤	雇用保険適用事業所番号	X X X X - X X X X X X X - X
⑥	労働保険番号	都道府県 所管 管轄(1) 基幹番号 枝番号
		X X X X X - X X X X X X X -
⑦	企業規模	<input checked="" type="checkbox"/> 中小企業 <input type="checkbox"/> 大企業
⑧	国又は地方公共団体の助成金・奨励金・補助金等の支給申請・受給の有無	有(名称:) ・ 無

※労働局処理欄には記入しないでください。

労働局処理欄	決裁欄等							支給決定額	円
	局長	部長	課長	課長補佐	担当官	係長	担当	受理年月日	年 月 日
	所長	次長	統括	専門官	上席	職業指導官	担当	起案年月日	年 月 日
								支給(不支給)決定年月日	年 月 日
								支給決定番号	第 号
								通知書発送年月日	年 月 日

様式第5号（第2面）

提出上の注意

この支給申請書は、別添様式とともに、別添様式1（第2面）に記載された支給申請期間内に必要書類を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「労働局」といいます。）に提出（※1）してください。
また、派遣型の有期実習型訓練（※2）を実施して申請を行う場合は、派遣先事業主と派遣元事業主が共同してこの支給申請書と必要書類を作成・準備し、派遣先事業主が労働局に提出してください。
（※1）公共職業安定所を経由して労働局に提出することができる場合もあります。詳細については、労働局へお問い合わせください。
（※2）共同して訓練実施計画を作成し紹介予定派遣に係る派遣労働者に訓練を実施する派遣元事業主及び派遣先事業主が実施する有期実習型訓練をいいます。

記入上の注意

この支給申請書は、次の点に注意して記入してください。

- 「労働局処理欄」には記入しないでください。
- 申請者が代理人の場合は、本助成金の支給に係る「事業主」欄に事業主の所在地、名称及び氏名を記入（押印不要）し、「代理人又は事務代理者・提出代行者」欄に代理人の所在地、名称及び氏名を記入し押印してください。
申請者が社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）第16条第2項に規定する提出代行者または同施行規則第16条の3に規定する事務代理者の場合は、「事業主」欄に事業主の所在地、名称及び氏名を記入・押印し、「代理人又は事務代理者・提出代行者」欄に事務代理者・提出代行者の所在地、名称及び氏名を記入し、押印してください。
申請者が代理人、提出代行者又は事務代理者以外の場合は、本助成金の支給に係る「事業主」欄に事業主の所在地、名称及び氏名を記入し、押印してください。
- ①欄は、訓練計画届にある受付番号を記入してください。
- ⑦欄は、訓練計画届の提出時に確認した企業規模で支給を行いますので、訓練計画届の提出時の企業規模にチェックをつけてください。
- ⑧欄は、国又は地方公共団体の助成金・奨励金・補助金等の支給申請又は受給の有無について○で囲んでください。
- 派遣型の有期実習型訓練を実施し特別育成訓練コースの申請を行う場合は、本様式に派遣先事業主に係る事項を記載してください。

申請にあたっての留意点

※ 有期契約労働者等は、次のア又はイのいずれかに該当する者です。

- ア 期間の定めのある労働契約を締結する労働者（aの短時間労働者及びbの派遣労働者のうち、期間の定めのある労働契約を締結する労働者を含む。中小企業等担い手育成訓練においては、短時間労働者及び派遣労働者を除く。）
- イ 期間の定めのない労働契約を締結する労働者（aの短時間労働者及びbの派遣労働者のうち、期間の定めのない労働契約を締結する労働者を含む。中小企業等担い手育成訓練においては、短時間労働者及び派遣労働者を除く。）であって、正規雇用労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員および短時間正社員以外のもの
- a 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条において規定される短時間労働者（同一の事業所に雇用される通常の労働者より1週間の所定労働時間が短い者をいう。）
- b 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条において規定される派遣労働者

1 次のいずれかの要件に該当する場合は、本助成金は支給されません。

- イ 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、支給申請日又は支給決定日の時点で、5年間の不支給措置がとられている事業主（当該事業主の役員等（事業主が個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所等の代表者）が別の事業主の役員となっている場合は、別の事業主も対象）
- ロ 本助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。）第2条第4項に規定する「保険年度」をいう。）の労働保険料（同法第41条により徴収する権利が消滅しているものを除く。）を納付していない事業主（支給申請日の翌日から起算して2か月以内に納付を行った事業主を除く。）
- ハ 本助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反（船員に適用される労働関係法令違反を含む。）を行った事業主
- ニ 本助成金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っている事業主
- ホ 暴力団関係事業主（以下の(イ)又は(ロ)に該当する者をいう。以下同じ。）
(イ) 暴力団が実質的に経営を支配する事業主
事業主又は事業主の役員等（事業主が個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であるとき
(ロ) 暴力団が実質的に経営を支配する事業主
a 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている事業主
b 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業主
c 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている事業主
d 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業主
- ヘ 事業主又は事業主の役員等（事業主が個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属しているとき。
- ト 支給申請日又は支給決定日の時点で倒産（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第35条第1号に規定する倒産をいう。）している事業主（再生手続開始の申立て（民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。）を行った事業主であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。）

チ 都道府県労働局長が審査に必要な事項についての確認を行う際に協力すること、助成金の不正受給が発覚した場合に行われる事業主名等の公表を行うこと及び支給を受けた助成金の返還等について同意していない事業主（社会保険労務士、代理人又は訓練を行う者が不正受給に関与していた場合に行われるその名称等の公表及び支給を受けた助成金の返還等に係る連帯債務について、社会保険労務士、代理人又は訓練を行う者が承諾していない場合を含む）

リ 不正受給に関与していたことにより、5年間の不支給措置がとられている社会保険労務士又は代理人が支給申請を行う場合。また、訓練を行う者が不正受給に関与していたことにより、5年間の不支給措置がとられている場合
※この他にも、別添様式（第2面）もご覧ください。

- 労働局長が、助成金の支給に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。
なお、調査又は報告の際に求められた書類等を提示又は提出できない場合や調査又は報告を正当な理由なく拒否する場合は、助成金の支給を行いません。
- 助成金の支給申請に当たって労働局に提出した書類等（職業訓練等の実施に要した費用の支出に関する証拠書類を含む）については、当該支給申請に係る最後の支給日が属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管してください。
- 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。返還に関しては、受給した日の翌日から返還を終了する日までの期間に対し、年5%の利息を付します。また、返還額の20%の額が違約金として請求されます。
- 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受け、又は受けようとした事業主については、一定期間雇用保険法に基づく助成金等の申請ができなくなります。
- 代理人が申請する場合にあっては、委任状（原本に限る。）を添付してください。
- 助成金の受給に当たっては各種要件がありますので、パンフレットをご覧ください、不明な点は本支給申請前に労働局にお問い合わせください。